

○ 放送法第175条の規定により総務大臣が認定基幹放送事業者又は認定放送持株会社に対し、その業務に関し資料の提出を求めることができる事項として、次の事項を定めることとする。

- ① 日本の国籍を有しない者、外国政府又はその代表者、及び外国の法人又は団体（認定基幹放送事業者の場合のみ）がその**特定役員**（※1）でないことの確認に関する事項
- ② **外国法人等**（※2）がその**議決権に占める割合**に関する事項

（※1） 法人又は団体の業務の執行に対し同程度の影響力を有する者として総務省令で定める者

（※2） 認定放送持株会社の場合は外資系日本法人を含む。

○放送法施行令（昭和二十五年政令第百六十三号）《改正後の条文イメージ。主な改正部分に下線》

（資料の提出）

第八条 法第七十五条（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定により総務大臣が（略）、放送事業者（略）、又は認定放送持株会社に対し資料の提出を求めることができる事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一・二 （略）

三 **基幹放送事業者**（略） 次に掲げる事項（（略）特定地上基幹放送事業者にあつてはハ及びニに掲げる事項を除く。）

イ・ロ （略）

ハ 法第九十三条第一項第七号イからハまでに掲げる者がその**特定役員でないことの確認に関する事項**

ニ 法第九十三条第一項第七号イからハまでに掲げる者又は同号ホ②に掲げる者（衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送事業者にあつては、同号イからハまでに掲げる者）がその**議決権に占める割合に関する事項**

ホ・ヘ （略）

四～七 （略）

八 認定放送持株会社 法第五十九条第二項第五号イ(1)又は(2)に掲げる者がその**特定役員でないことの確認に関する事項**及び同号イ(1)から(3)までに掲げる者又は同号ロ(2)に掲げる者がその**議決権に占める割合に関する事項**

2 （略）